

事件番号 令和8年（行ツ）第112号

令和8年（行ヒ）第117号

上告人兼申立人

被上告人兼相手方 国

2026年6月23日

上告事件の大法廷への回付を求める上申書

上告人兼申立人訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳



弁 護 士 椎 名 基 晴



弁 護 士 仲 晃 生



弁 護 士 仲 尾 育 哉



最高裁判所第三小法廷 御中

第1 上申の趣旨

本件上告事件を大法廷に回付して審理裁判することを求める（裁判所法10条1号）。

第2 上申の理由

1 裁判所法10条1号が定める大法廷と小法廷の分掌

最高裁判所における大法廷と小法廷の分掌について、裁判所法は、「当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）」は、「小法廷では裁判をすることができない。」と定める（10条1号）。

したがって、大法廷で合憲であるとされたことのない法律、命令、規則又は処分の憲法適合性が判決をなすうえで不可欠の前提となる事件を、小法廷で審判することは、裁判所法に違反する。

2 本件上告は大法廷で裁判をするべき事案であること

(1) 本件上告は国籍法11条1項が憲法に適合するかしないかを判断することが判決の前提として不可欠の事件である

本件は上告人兼申立人が日本国籍を喪失していないことの確認を求める訴訟である。上告人兼申立人は法定代理人を介して自己の志望によって英国の国籍を取得し、これによって国籍法11条1項に基づいて日本国籍を喪失したとされており、これに対して上告人兼申立人は、大要①法定代理人による外国国籍の志望取得には国籍法11条1項は適用されない、②上告人兼申立人の法定代理人は当該手続が英国国籍の志望取得の手続であることを認識しておらず、上告人兼申立人について外国国籍を取得させる意思がなかったから、国籍法11条1項は適用されない、③国籍法11条1項は憲法14条1項、22条2項、10条、31条及び98条2項等に違反し無効であるから、日本国籍を喪失していない、と主張するものである。

もし上記①あるいは②の主張が認められるのであれば国籍法11条1項の憲法適合性の判断は不要となるが、上記①及び②のいずれの主張も排斥されるならば、上告人兼申立人の日本国籍の有無を判断するためには、③の国籍法11条1項の憲法適合性の判断は必要不可欠となる。

第一審裁判所も控訴審裁判所もこのことを理解しており、上記①②の主張が排斥されることを前提に、国籍法11条1項の憲法適合性について、憲法10条、13条、14条1項、22条2項、31条、98条2

項の解釈を行う等して、判断を示した。裁判所は法律上の紛争を憲法及び法律に基づいて解決するという司法権の行使を委ねられた憲法上の機関であるから（憲法76条）、両裁判所とも、司法府としての憲法上の責務を、その内容（論理）と結論の是非はともかく、果たしたものである。

そしてかかる原判決に対し、上告人兼申立人は、上記①②について国籍法11条1項の解釈に関する重要な事項を含む（民事訴訟法318条1項）として本件上告受理申立をするとともに、上記③を否定した原判決に憲法の解釈の誤りがあることを理由として（民事訴訟法312条1項）、本件上告に及んだものである。

したがって、最高裁判所は、本件上告受理申立を排斥するのであるならば、本件上告に対して、国籍法11条1項の憲法適合性如何の判断を示さなくてはならない。とりわけ最高裁判所は、最高法規たる憲法がまさに真に最高法規たり得ているかを判断する権限を有する終審の裁判所である（憲法81条）。最高裁判所が本件において国籍法11条1項が憲法に適合するかしないかの判断を避けることは、憲法上の責務からの逃避であり、最高法規たる憲法（憲法98条）を蔑ろにして立憲主義をなし崩しにするものであって、許されない。

(2) 国籍法11条1項が憲法に適合するとした大法廷判決は存在しない

大法廷が国籍法11条1項は憲法に適合するとの判断を示したことはない。

(3) 結論

以上のとおり、本件は、大法廷で合憲であるとされたことのない法律（国籍法11条1項）の憲法適合性に関する判断が判決をなすうえで不可欠の前提となる事件である。したがって、本件を小法廷で裁判することは裁判所法10条1号に違反し許されず、本件は大法廷で裁判されなくてはならない。

よって、本件の大法廷への回付を求める。

3 前提として、本件上告において「例文決定」は許されないこと

なお、本件の原判決と同様に、国籍法 11 条 1 項は憲法に違反しないと判示した、東京高裁令和 5 年 2 月 21 日判決（判例時報 2628 号 48 頁）及び福岡高裁令和 6 年 10 月 10 日判決（LLI/DB判例秘書 Internet）に対する上告審において、最高裁判所は、いずれも「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する場合に該当しない。」との理由で、決定により上告を棄却した（前者の事件について令和 5 年 9 月 28 日最高裁第一小法廷決定、後者について令和 7 年 5 月 26 日最高裁第一小法廷決定）。

しかしながら、上記各事件において一審原告（控訴人・上告人兼申立人）は、本件と同様に国籍法 11 条 1 項の憲法違反を主張し、これに対して第一審判決・控訴審判決とも国籍法 11 条 1 項は憲法に違反しないと判断をしたため、一審原告は原判決に憲法の解釈の誤りがあることを理由として上告をしたものであり、民事訴訟法 312 条 1 項の「判決に憲法の解釈に誤りがあることを理由とする上告」であることは明らかである。にもかかわらず、いずれの事件も上告審は上述のいわゆる「例文決定」によって、憲法判断を回避し上告を棄却したのであり、その決定は民訴法 312 条 1 項に違反し、また法令の違憲審査に関する終局審たる最高裁判所の職責を放棄するものであることは明らかである。

本件においてはこのような悪しき前例を繰り返すことなく、最高裁判所は国籍法 11 条 1 項の憲法適合性について審理し判断を示さなければならない。

以 上

関連法令

憲法

第 76 条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

裁判所法

第10条（大法廷及び小法廷の審判） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

一 当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。